

固定資産税・都市計画税納税通知書の発送と納期限

令和2年度固定資産税・都市計画税の納税通知書と課税明細書を、5月中旬に発送します。

家屋の新築、増築、取り壊し、用途変更、土地の利用状況(地目・用途など)の変更や、転居、その他異動がありましたら、同封のはがきでお知らせください。

- 納期限 第1期 6月1日(月) 第2期 7月31日(金) 第3期 9月30日(水) 第4期 12月25日(金)

■資産税課 (☎0848-38-9162・0848-38-9164) 因島瀬戸田資産税係 (☎0845-26-6228)

未登記道路等の登記整理を行っています

現在、市道や市が管理するべき公共用の水路として使用され、登記簿上の所有者が市に変更されていない土地を寄附により整理しています。市への登記名義の変更へ、ご協力をお願いします。

- 注意事項 ①登記のために書類への実印の押印と印鑑登録証明書が必要です。(相続人がいる場合は、全員の承諾が必要) ②周辺の土地所有者と境界を確認し、分筆が必要な場合は測量を行います。 ③測量の結果、寄附していた土地を除いても、登記簿の面積が増えることがあります。それに伴い、固定資産税等が増える場合があります。 ④土地の隣接者や相続人の押印がいただけないときや、境界が確定できない等の理由により、登記の整理ができないことがあります。

■用地課 (☎0848-38-9286) 因島総合支所施設管理課 (☎0845-26-6202) 瀬戸田支所しまおこし課 (☎0845-27-2213)

年金受給者が所在不明のときは、届け出が必要です

年金を受けている人の所在が1カ月以上明らかでないとき、その世帯の世帯員の方は、速やかに届け出る必要があります。

届け出後、年金事務所が調査し、受給権者本人の所在を確認できない場合には年金の支払いを一時停止します。(その後、所在が明らかになった場合、再開の手続きを行いますのでご連絡ください。)

■三原年金事務所 (☎0848-63-4111)

市役所の組織が変わりました(変更があった課係名のみを記載)

■土木工事等への迅速な対応に向けて

Table with 2 columns: 変更前, 変更後. Rows include 都市部, まちづくり推進課, 建設部, 維持修繕課.

■病院事業の経営改善に向けて

Table with 2 columns: 変更前, 変更後. Rows include 病院管理部, 市民病院事務部, みつぎ総合病院事務部.

■安定した上下水道事業の継続に向けて

Table with 2 columns: 変更前, 変更後. Rows include 上下水道局, 水道工務課.

第11回 戦没者等の遺族に対する特別弔慰金の出張受付

戦没者等の死亡当時の遺族で、令和2年4月1日に公務扶助料や遺族年金等を受ける人(戦没者等の妻や父母等)がいない場合に、先順位の遺族1人に支給します。

受付場所 浦崎公民館 6月2日(火)・3日(水) 百島支所 6月9日(火) 受付時間 9:00~11:30, 13:00~15:00

請求者の印鑑、戸籍抄本、本人確認書類(顔写真がない場合は2通)、前回の裁定通知書、戦没者や遺族の名前等が分かる資料 ※人により必要書類や戸籍の種類が異なります。

■社会福祉課 (☎0848-38-9122)

浄化槽を管理している人は年に1回法定検査を

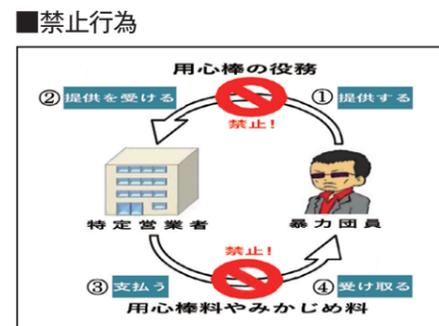
浄化槽を正常に機能させるため、保守点検、清掃、法定検査が義務付けられており、令和2年度は、効率化検査(小型合併浄化槽5,000円、単独浄化槽5,000円(10人槽以下の場合))を行います。

検査機関 (公社)広島県環境保全センター【ガイドライン検査】、(公社)広島県浄化槽協会【効率化検査】 ※浄化槽の休止、廃止、管理者変更をする場合は、届け出をしてください。 尾道上下水道局下水道課 (☎0848-29-7010)

改正広島県暴力団排除条例が施行されました

暴力団排除を一層推進するため、尾道市内の歓楽街(久保一丁目・二丁目)のほか県内2カ所を「暴力団排除特別強化地域」とし、特定営業者が禁止行為を行った場合、罰則が科されるようになりました。

- 禁止行為 ①提供を受ける ②提供 ③支払う ④受け取る 用心棒料やみかじめ料 特定営業者 風俗営業者(キャバレー等)、特定遊興飲食店営業(ナイトクラブ等)、深夜酒類提供飲食店(0:00~6:00に営業しているもの)等 尾道警察署 (☎0848-22-0110(代))



引っ越ししたら住所異動を忘れずに

■14日以内に住民票の異動届を 国民健康保険・国民年金・選挙人名簿への登録や、各種行政サービスにつながる大切な手続きです。 入学・就職等による引っ越しで住所が変わったら、14日以内に住民票の異動手続きをしてください。

■住所登録は必ず部屋番号まで

マンションや寮へお住まいの人は部屋番号まで登録してください。住所登録が正確でないと、住民票上の住所を基に郵送する市役所からの大切なお知らせが、お手元に届かない場合があります。

【例】久保一丁目15番1号 尾道アパート101号 ※「マイナンバーの通知カード」や「マイナンバーカード」にも最新の住所を記載する必要があります。 転居や転入の手続きにはお持ちください。 ※不明な点は事前にお問い合わせください。 手続き場所 本庁市民課各支所 受付時間 8:30~17:15(土・日・祝日を除く)

- 届出人の本人確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど) ○国民健康保険・介護・後期高齢などの保険証 ○異動した全員の「通知カード」か「マイナンバーカード」(転居・転入の場合) ※マイナンバーカードの変更には暗証番号が必要。 ※本人か世帯主以外の方が届出する場合は委任状が必要。 ※他市町村から尾道市への転入届をするときは、他市町村で発行された「転出証明書」が必要。

■市民課 (☎0848-38-9102)

電話予約で住民票・印鑑証明書が平日夜間や休日に受け取れます

■住民票、印鑑証明書 予約場所 受取を希望する本庁市民課各支所 ※浦崎支所・百島支所を除く。 予約できる人 証明する人本人か本人と同一世帯の人 受取ができる人 予約者か予約者と同一世帯の人で予約者が指定した人 予約方法 受取希望当日(※休日に受取希望の場合は直前の開庁日)の8:30~17:00に電話で 受取場所 予約した場所の警備室 受取時間 平日 17:30~21:00 休日 9:00~17:00

- ※予約時に指定してください。 受取に必要なもの ○印鑑証明書を予約した場合は、証明する人の印鑑登録証 ○受取者の、顔写真付本人確認書類(運転免許証、パスポート、マイナンバーカードなど、官公署発行のものに限る) ※お持ちでない場合は利用できません。 ○手数料(各1通300円) ※お釣りのないようにご用意ください。

■市民課 (☎0848-38-9102) 因島総合支所市民生活課 (☎0845-26-6208) 御調支所しまおこし課 (☎0848-76-2111) 向島支所しまおこし課 (☎0848-44-0110) 瀬戸田支所住民福祉課 (☎0845-27-2211)

■料金や申込方法の記載のないものは無料または申込不要です。 日時・期間 申込方法 申込先 場所 対象 問い合わせ先 内容 定員 料金 備考 電子メール 特記事項 締切